



平成24年2月9日

中小企業者等に対する金融円滑化を図るための臨時措置に関する法律に規定する措置の実施状況

筑波銀行（頭取：木村 興三、本店：茨城県土浦市）は、中小企業者等に対する金融円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下、中小企業金融円滑化法という。）に規定する法施行以降から平成23年12月31日までの貸付条件の変更等の措置の実施状況を取りまとめましたので別紙のとおり公表いたします。

なお、当該実施状況の概要は以下の通りです。

1. 中小企業のお客さまに対する貸付条件変更実施状況

中小企業金融円滑化法施行（平成21年12月4日）以前より金融円滑化委員会を立ち上げるとともに、財務諸表などの情報だけでなく、事業性貸出先全先訪問および面談を通じて、地域やお客さまの特性および事業の実態把握に真摯に取り組む、中小企業金融円滑化法の趣旨に沿って出来る限り債務負担軽減を実施いたしました。

●累計申込債権件数、(先数)、金額 20,940件(4,546先) 426,987百万円
上記の内実行件数、(先数)、金額 19,719件(4,333先) 406,071百万円

2. 住宅ローンのお客さまに対する貸付条件変更実施状況

中小企業金融円滑化法施行（平成21年12月4日）以前よりお客さまの財産および収入の状況の実態把握に真摯に取り組む、中小企業金融円滑化法の趣旨に沿って出来る限り債務負担軽減を実施いたしました。

●累計申込債権件数、金額 906件 10,704百万円
上記の内実行件数、金額 697件 8,112百万円

以上

報道機関のお問合せ先			
筑波銀行	総合企画部調査広報室	田村	内線3730
TEL 029-859-8111			

法第4条、法第5条に基づく措置の実施状況は以下のとおりです。

1. 法第4条に基づく措置の実施状況
(中小企業のお客さま)

(単位:件数,百万円)

	期間	申込み		審査中		実行		取下げ		謝絶	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権 (i + ii)	法 施 行 日 ~ 平成23年9月30日	18,236	370,821	454	8,914	16,982	349,118	456	9,376	344	3,411
	法 施 行 日 ~ 平成23年12月31日	20,940	426,987	347	6,985	19,719	406,071	499	10,165	375	3,764
内、信用保証協会等による債務の保証を受けてい なかつた貸付債権 (i)	法 施 行 日 ~ 平成23年9月30日	7,229	265,150	160	5,713	6,839	251,476	141	6,374	89	1,585
	法 施 行 日 ~ 平成23年12月31日	8,286	305,941	139	4,804	7,893	292,462	155	6,955	99	1,718
内、信用保証協会等による債務の保証を受けていた 貸付債権 (ii)	法 施 行 日 ~ 平成23年9月30日	11,007	105,671	294	3,201	10,143	97,641	315	3,002	255	1,825
	法 施 行 日 ~ 平成23年12月31日	12,654	121,046	208	2,181	11,826	113,608	344	3,209	276	2,045

2. 法第5条に基づく措置の実施状況
(住宅ローンのお客さま)

(単位:件数,百万円)

	期間	申込み		審査中		実行		取下げ		謝絶	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	法 施 行 日 ~ 平成23年9月30日	829	9,872	20	231	644	7,539	102	1,250	63	850
	法 施 行 日 ~ 平成23年12月31日	906	10,704	35	362	697	8,112	105	1,291	69	936